参考資料

枚方市障害者居室体験事業の実施スキームについて

令和７年度第２回障害福祉専門分科会資料

事業の実施は体験入居支援チームの協議によって行う。

- 実施に当たっては、**体験入居支援チーム**を編成の上で対象者を選定し、相談支援センターより１名の拠点コーディネーターを選出し、チーム協議の上でコーディネーターにより実施計画及び利用計画を作成し在宅サービスの支給決定に至る。
- 並行して相談支援センターにより**体験居室を確保**のうえで、体験入居を実施する。

体験入居支援チーム		
拠点コーディネーター （相談支援センター）	コーディネーター補佐 （対象者を日常的に支援し、体験入居の実施に協力する事業所）	介護支援者 （体験入居中に在宅の介護支援を中心的に実施する事業所）

■実施の流れ

利用の申し出

・本人・家族等
・登録事業所・入所施設の提案

体験入居支援チームによるアセスメント →利用決定

・拠点コーディネーター（相談支援センター）
・コーディネーター補佐
・介護支援者

市CW、居室提供事業所同席

体験入居の実施

・相談支援センターの物件に体験入居
・居宅サービスを派遣

緊急時には支援チームで連携し、随時対応

本人の意向確認

・当事者
・拠点コーディネーター（相談支援センター）
・コーディネーター補佐
・介護支援者

地域移行

・本人の意思により実際の単身生活に向けての相談
・相談支援センター等

体験入居支援チームによるモニタリング

・拠点コーディネーター（相談支援センター）
・コーディネーター補佐
・介護支援者

市CW、居室提供事業所同席

報酬支払については拠点コーディネーター及び居室提供の２事業所との契約による

- 居室確保費用以外の支援チームの報酬については拠点コーディネーターが委託料に合わせて請求し、代理受領の上で各メンバーに支払う。
- 介護支援者は別に介護報酬をシステムで請求、若しくは入所者等の対応の場合は、別の手続きによって、介護報酬相当額を市に直接請求。

１回あたりの報酬（委託料）			
拠点コーディネーター契約			居室確保事業者契約
拠点コーディネーター 28,240円	コーディネーター補佐 10,200円	介護支援者 18,340円	（家賃及び光熱水費等で随時積算） • 事業所常時契約物件：日割り相当 • 一時的に確保した場合：月額相当